

会 議 録

会議の名称	令和元年度第1回豊中市環境保全審査会		
開催日時	令和元年（2019年）7月24日（水）（13：30～15：30）		
開催場所	豊中市消防局3階大会議室	公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・不可・一部不可
事務局	環境部環境政策課	傍聴者数	0名
公開しなかった理由			
出席者	委員	金崎委員、佐山委員、山村委員、吉田委員	
	事務局	河本部長、糸井次長兼環境政策課長、安好主幹、山本主幹 濱崎課長補佐、豊田環境企画係長、今川主査、水島技能長	
	その他	（案件1）事業者8名 （案件2）事業者7名	
議題	<p>1. 会長・職務代理者の選任について</p> <p>2. 環境影響評価準備書の事業概要について （仮称）北緑丘計画に係る環境影響評価準備書 （仮称）北校、（仮称）南部コラボセンター建設工事に係る環境影響評価準備書</p> <p>3. その他</p>		
審議等の概要 (主な発言要旨)	議事録のとおり		

開会

- ・資料の確認
- ・委員紹介、職員紹介
- ・会議成立の報告
- ・部長あいさつ

【議事内容】

【事務局】

それでは、議事に移ります。まず、案件 1 会長・職務代理者の選任でございます。本日は今期初めての審査会となることから、会長が選任されるまでの間、『豊中市環境保全審査会規則』の附則に基づき、豊中市長が議長を務めるところですが、本日は、市長は他の公務と重なり出席ができないため、環境部長の河本が議長として議事を進めますので、よろしくお願いいたします。では、部長は議長席へ移動をお願いします。

【環境部長】

それでは、案件の最初ですが、会長をご選任いただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。豊中市環境保全審査会規則第3条の規定におきまして、「審査会に会長を置き、会長は委員の互選によって定めること」となっています。会長の選任の方法について、いかがに取り扱いますか。

～会長・職務代理の選出～

【会長】

それでは、案件 1 に入りたいと思います。案件 1（1）「(仮称)北緑丘計画に係る環境影響評価準備書」について概要説明の後、審議に入りたいと思います。

【事務局】

「(仮称)北緑丘計画に係る環境影響評価準備書」の概要について事業者からご説明します。

【事業者】

～概要説明～

【会長】

ただ今の説明につきまして、何かご質問がありましたら、お願いします。

【委員】

土壌汚染の予測結果の表現が複雑で、結局解除するのか汚染土を搬出するのか、具

体的にはどういう措置をするのかが分かるように、説明をしてください。

【事業者】

基本的には、今ある汚染土壌を除去・撤去して搬出します。表層の部分等は撤去します。深さ 10mの部分はほぼ自然由来になっていると思われるので、封じ込めをするという対応を考えています。

【委員】

形質変更時要届出区域の指定がそのまま残るということになりますか。

【事業者】

行政と協議して、最終確定させていただき、形質変更時要届出区域のままで残るか、あるいは自然由来特例区域で残るのかと思われます。

【委員】

分かりました。

【会長】

他に質問はありますか。

【委員】

動植物生息環境が一部変化するとご説明があったのですが、それに対する対策として緑地の確保などを行うと言われましたが、具体的にはどのように緑地を確保されるのですか。

【事業者】

全ての場所ではないですが、芝や草地等になる部分と、できる限り高木林になるようにします。高木林の種につきましても、元来そこに生えていた樹木を選定するようにします。今見た目はほぼ竹林になっておりまして、一部アベマキ等が出ている状態になっています。過去に戻るような形にはなりません、アベマキ、クスノキ等を選んで高木として植栽しようと思います。高木だけになって下は何もないと、それは樹林という形ではなくなりますので、その下に低木、草本等を植えて緑地として確保していこうと思います。公園の部分の緑地につきましても、公園みどり推進課と協議する必要がありますけれども、こちらの緑地も同様にしていく予定であります。宅地につきましても、どうしても個人の所有になりますので、あまり選定はできないですが、可能な限りはそういった形でしていくようには考えています。

【会長】

私から一点あります。住宅ですが、壁の色や屋根を付けるなどのガイドラインは設定するのですか。

【事業者】

住宅につきましては、景観の条例が豊中市にも定められておりますので、景観形成基準のマンセル値（色相・明度・彩度）を守りながら設定していきたいと考えています。

【会長】

品の良い感じの建物ができるとして、あえて新しいガイドラインは作らないということですか。

【事業者】

はい。

【会長】

分かりました。豊中市の景観の条例には屋根を付ける等といったのはあるのですか。

【事業者】

外壁全体で制限がありますので、周辺と比べてとびぬけた色は不可になります。

【会長】

ありがとうございます。他にご意見がないようでしたら、この案件につきましてはこれで終わります。事業者は退出してください。

～（仮称）北緑丘計画事業者の退場～

～（仮称）北校、（仮称）南部コラボセンター事業者の入場～

つづきまして、案件2（2）「（仮称）北校、（仮称）南部コラボセンター建設工事に係る環境影響評価準備書」の内容について事業者から説明をお願いします。

【事務局】

「（仮称）北校、（仮称）南部コラボセンター建設工事に係る環境影響評価準備書」の概要について事業者より説明します。

【事業者】

～概要説明～

【会長】

ただ今の説明につきまして、何かご質問がありましたら、お願いします。

特にないようですので、これで説明は終わります。事業者は退出してください。

それでは、「(仮称)北緑丘計画に係る環境影響評価準備書」の「環境保全審査会としての意見書(案)」について事務局から説明をお願いします。

【事務局】

～「(仮称)北緑丘計画に係る環境影響評価準備書」の「環境保全審査会としての意見書」(案)について説明～

【会長】

ただ今の説明につきまして、何かご質問がありましたら、お願いします。

【委員】

3)の生態系のところですが、どこの維持管理ですか。

【事務局】

緑地部分になります。

【委員】

分かりました。

【会長】

場所は、はっきり記載した方が良いので、“緑地について”を追記してください。

【事務局】

了解しました。

【会長】

他にありますでしょうか。

【委員】

2)の交通のところ、“含めた”から“含め、”に変更し、“歩行者”の後に“自転車”も追記してください。

【事務局】

了解しました。

【会長】

他にありませんでしょうか。

【委員】

本文の“土壌・地下水”ですが、環境保全対策は基本的に土壌だけなので、“地下水”はいらないと思います。

【事務局】

了解しました。

【会長】

他に意見が無ければこれで、この案件は終わります。事務局提案の意見書（案）につきましては、今回の審議における意見等を踏まえ、事務局で修正していただきたいと思います。なお、「環境保全審査会としての意見書」(案)の最終調整については、会長に一任という形で了解をいただき、「環境保全審査会としての意見書」として、市長に報告してよろしいでしょうか。

～「異議なしの声」～

【会長】

続きまして、「(仮称)北校、(仮称)南部コラボセンター建設工事に係る環境影響評価準備書」の「環境保全審査会としての意見書（案）」について事務局から説明をお願いします。

【事務局】

～「(仮称)北校、(仮称)南部コラボセンター建設工事に係る環境影響評価準備書」の「環境保全審査会としての意見書（案）」について説明～

【会長】

ただ今の説明につきまして、何かご質問がございましたら、お願いします。

ご意見がないようでしたら、「環境保全審査会としての意見書」(案)につきましては、これをもって「環境保全審査会としての市長意見書」として提出させていただきます。

本日予定しておりました案件は終了しましたが、事務局から、その他の事項としまして何かありますか。

【事務局】

事務局から3点あります。

- ・北陸新幹線計画段階環境配慮書の市長意見書に係る報告
- ・新千里東町団地における団地再生事業に係る報告
- ・資料のデータでの配布について → ～「異議なしの声」～

【会長】

他に無いようでしたら、司会にお返しします。

【事務局】

会長からご説明がありましたように、本日の案件に対する「環境保全審査会の市長意見書」(案)につきましては修正が一部ございました。会長と事務局との間で、最終調整させていただき、とりまとめ次第、委員の皆さんへご送付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日は、長時間にわたりありがとうございました。これをもちまして、令和元年度第1回豊中市環境保全審査会を終わらせていただきます。